

令和5年度 天童市保育所等利用案内

1. 保育所等の利用について

保育所等は、保護者が就労等によって家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の委託を受けて乳幼児(以下「児童」)の保育を行う施設です。

保育所等の入所は、調査を行い保育の必要性が高い方から、各施設の年齢ごとの児童欠員数に応じて決定します。

●募集対象者

- ・天童市内に住所を有する方
- ・児童の年齢が**令和5年4月1日現在の満年齢**で施設の対象年齢に該当する方
- ・次のいずれかの事情により、家庭での保育が困難な方

【保育を必要とする理由】

- ① 月48時間以上就労している方(会社、自営業等、内職を含む)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

【令和5年4月1日現在の年齢区分】

平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ…満5歳
平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ…満4歳
平成31年4月2日～令和 2年4月1日生まれ…満3歳
令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ…満2歳
令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ…満1歳
令和 4年4月2日～ …満0歳



※各施設の対象年齢は、別紙「認定こども園(保育部分)、認可保育所、小規模保育事業所園児の募集について」をご覧ください。

2. 申込の手続きについて

①申込期間 **令和4年9月1日(木)～9月30日(金) 午後3時～午後6時**

②受付場所 **天童市役所 1階会議室**

③申込日程 各施設区分ごとに受付の日程が決まっています。詳しくは、別紙「認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所の園児募集について」をご覧ください。

※第1希望の施設区分の日程でお越しく下さい(兄弟申込の場合には、どちらかの日程でお越しく下さい)。

※指定の受付日に都合のつかない場合には、他の施設区分の受付日にかまいませんので、申込期間内のいずれかでお越しく下さい。

④**必要書類** 申込書、就労証明書などの添付書類

(下記の「申込添付書類一覧」を確認いただき、該当する書類を提出してください。)

※児童の父及び母の分を提出してください。

⑤**申込方法** 事前に入所申込書類をお受け取りいただき、**申込書に必要事項を記入の上、必ず添付書類が揃ってから市役所に提出してください。**受付時には、書類の確認および家庭状況の聞き取り調査を行います。(15分～20分程度)

※入所申込書類は市役所、各施設で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【申込添付書類一覧】

会社等に就労している方 (正規職員やパート等)	就労証明書 ※事業主から証明を受けてください。
自営業、農業従事者の方	就労証明書 ※事業内容がわかる書類(事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定申告書(収支内訳書)の写し等)を添付してください。
妊娠・出産(令和5年4月1日を 基準日として出産予定日の前8週 後8週の方)	母子健康手帳の写し等 ※表紙と出産予定日のわかるページが必要です。
保護者(児童)の疾病・障害	主治医の診断書または身体障害者手帳の写し等
親族等の介護・看護	主治医の診断書または身体障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
災害復旧	り災証明書の写し等
求職中	ハローワーク受付票の写し(お持ちの方)
就学	在学証明(就学時間、在学の期間がわかる書類)の写し等
※これから天童市に転入される方	家の売買契約書等の写し、または転入誓約書(別様式)

※申込の内容に応じて、上記の他にも書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

⑥**注意事項**

※**認定こども園(あけぼの幼稚園、天童なでしここども園、みくに幼稚園、星幼稚園天童、にこにこ子ども家、キンダー水木こども園、つばさのもり愛宕こども園、天童東幼稚園、天童しぜん幼稚園は、保育部分(2号認定・3号認定)の受付になります。幼稚園部分(1号認定)の申し込みは各施設で行ってください。**

※小規模保育事業所は、2歳児までの保育となります。卒園後は、各施設が設定する連携施設に入所できます。(連携施設以外への入所を希望する場合は、改めて入所申込みが必要です。)詳しくは各施設へお問い合わせください。

※入所の決定は先着順ではありません。家庭状況に応じて指数化し、市が決定します。(基準となる指数表はホームページで確認することができます)

3. **入所までの流れについて**

- ①9月1日～9月30日 保育所等入所申込(第1希望の施設区分の日程でお越しください。)
- ②1 2 月 上 旬 支給認定証、入所内定通知書及び健康診断案内の発送
- ④1月 健康診断
- ⑤2月～3月 一日入園案内、保育料仮決定通知、保育所等入所承諾書の発送
- ⑦4月 入園式

4. 利用者負担額(保育料)について

保育料は、原則として、児童の父母の市民税額の合計によって決定します。

金額については、市ホームページに掲載または子育て支援課窓口で配布している、天童市利用者負担額(保育料)表をご覧ください。(延長保育や、施設によっては教材費等の実費がかかる場合があります。詳しくは各施設の施設案内をご覧ください。)

※保育料の算定に用いる税額は、市税務課より送付された「市民税・県民税 税額決定通知書」をご覧ください。対象となる金額は「市民税」の所得割額です。(住宅借入金等特別控除等がある方は、税額控除前の税額を確認してください。)

保育料	算定基礎
令和5年4月～令和5年8月まで	令和4年度市民税
令和5年9月～令和6年3月まで	令和5年度市民税

※3歳児以上および0歳～2歳児の市民税非課税世帯については、基本保育料が無償化の対象となります。副食費(おかず、おやつ代)については、園に納入していただくことになります。ただし、世帯年収360万円未満相当世帯の児童と未就学児第3子以上の児童については、副食費の納入が免除されます。

5. 教育・保育給付認定について

●教育・保育給付認定とは

保育所等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。申請については、「保育所等入所申込書」が認定申請書を兼ねておりますので、新たな手続きは不要です。

申込に応じて、市が下記の区分により認定し、「支給認定証」を交付します。(入所の決定通知ではありません。)

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定除く)	認定こども園 幼稚園(新制度)
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所 小規模保育事業所

※認可保育所等を利用する場合は、表の2号認定または3号認定となります。

●保育の必要量と有効期間について

2号または3号認定は、保育を必要とする事由別に、1日11時間まで利用できる「保育標準時間」と、1日8時間まで利用できる「保育短時間」に区分されます。保育時間は各施設ごとに設定され、上記時間を超える保育については、延長保育となります。

また、認定証の有効期間も保育を必要とする事由別に異なります。就学前に有効期限が過ぎた場合は、新たに保育を必要とする認定申請が必要となります。

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定証の有効期間
就労(月120時間以上)	標準時間	就学前まで
就労(月48時間以上)	短時間	就学前まで
妊娠・出産 (産前8週・産後8週)	標準時間	産前8週から産後8週の間
保護者の疾病・障がい	通院状況等による	就学前まで
同居親族の介護	介護状況等による	就学前まで
災害復旧	標準時間	復旧活動終了まで
求職活動	短時間	90日間
就学	就学時間による	保護者の就学期間による



お問い合わせ
 天童市健康福祉部
 子育て支援課児童育成係
 TEL 023-654-1111
 (内線 724~726)